

令和元年度（2019年度）財政的援助団体等監査に係る 注意事項の公表

令和元年（2019年）10月3日から令和2年（2020年）1月27日までの間に実施した財政的援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項等については、令和2年（2020年）4月28日付け熊本県監査委員公告第8号で公表しています。

令和2年（2020年）4月28日

熊本県監査委員事務局

○件数 15件（うち4件は、所管課の課題）

○注意事項

①出資団体

事 項	内 容	課題数
各種マニュアルの整備等	料金変更についての決裁者の規定及び運用マニュアルがなく、売上修正についても管理するマニュアル等がない。	1
債権管理	滞留債権に分類する債権管理のマニュアル等がなく、滞留債権・正常債権どちらに対しても貸倒引当金が計上されていない。	1
預金の残高確認	決算の際に、預金の残高証明書を取得せずに残高確認を行っている。	1
時間外勤務手当	週休日に勤務し同一週外に振替休日を取得した場合の時間外勤務手当について、支給漏れがある。	1

②補助金等交付団体 ※の事項の一部は、所管課の課題。

事 項	内 容	課題数
補助金の実績報告※	・事業完了前に実績報告を行っている。 ・変更申請せずに事業を完了しており、実績報告の内容が実態と異なっている。	2
理事及び評議員の選任	理事及び評議員に欠員が生じている。	1
関係法令	・学校保健安全法に規定された学校保健計画の策定を行っていない。 ・労働基準法第36条に規定された協定の労働基準監督署への届出の有効期間が経過している。	2
給与	賃金規程に規定されていない給与を支給している。	1

③公の施設の指定管理者 ※の事項の一部は、所管課の課題。

事 項	内 容	課題数
施設の維持管理※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備の安全性の点検が法令の期限後に行われている。 ・ 備品の保守点検の結果、破損及び交換の必要があるにもかかわらず、県への報告及び修繕等が行われていない。 	2
設置許可	施設敷地内に設置されている自動販売機について設置許可の手続が行われていない。	1
事業計画の承認※	指定管理者から提出された事業計画書について、条例施行規則で規定された県の文書での承認通知がなされていない。	1
使用料の徴収時期※	使用料について、条例で前納とされているにもかかわらず、利用後に納入されているものがある。	1